

令和4年度 松山市奨学生募集要領

松山市教育委員会

1. 目的

健康で学業成績が優秀な方で、経済的事情により大学・短大への修学が困難な方に対して、学業に必要な資金を貸し付け、有用な人材を育成することを目的とします。

2. 応募資格

応募することができる方は、次の要件を満たす方です。

- (1) 本人又は保護者が1年以上松山市に居住する方
- (2) 令和3年度に高等学校（中等教育学校の後期課程を含む）・高等専門学校を卒業見込みの方、又は令和元年度・令和2年度に卒業された方で、令和4年4月に大学・短大へ進学する方
（※令和元年度以降、高等学校卒業程度認定試験に合格した方も可）
- (3) 学業成績が優秀な方
- (4) 経済的事情により修学が困難な方
- (5) 他の貸与型の奨学金を併用して受けることのない方
※同時に申請することは可能ですが、重複して貸付を受けることはできません。
※給付型奨学金と併用して受けることは可能です。
- (6) 採用決定後、連帯保証人2名を確保できる見込みの方
※連帯保証人は、それぞれ独立した生計を営む成年者で、住民税（市・県民税）を賦課され、かつ、これを滞納していない方。詳しくは裏面「8.」をご覧ください。

3. 募集人数・貸付金額

		県内大学・短大進学者	県外大学・短大進学者
募集人数		45人程度	50人程度
貸付金額	入学支度金	30万円	50万円
	奨学金	3万円（月額）	5万円（月額）

※県内外合わせて予算の範囲内での採用となりますので、採用人数は変動します。（※入学支度金は希望者のみ）

4. 応募手続（提出書類）

次の①～⑤の書類を、募集期間内に下記提出先まで、直接提出又は郵送してください。

- ① 松山市奨学生採用申請書（第1号様式）
- ② 本人及び保護者の住民票（原本。続柄が分かるもの。本人と保護者が同じ世帯であれば1通で可。）
- ③ 世帯全員のうち所得がある方の令和3年度（令和2年分）『市・県民税課税（所得）証明書』（原本）
- ④ 最終在籍学校の長が作成した松山市奨学生推薦調書（第2号様式）（※封印したままで提出）
- ⑤ 進学を希望する大学又は短大の合格通知書の写し

<提出先> 〒790-0003
松山市三番町六丁目6番地1（市役所第四別館3階）
松山市教育委員会 学校教育課 奨学金担当

※郵送でお申込みされる場合は、封筒の表に「松山市奨学生採用申請」と朱書きしてください。

※②③については、マイナンバーの利用によって申請時に添付が不要になる場合があります。詳しくは別紙「奨学生採用申請時のマイナンバー利用について」をご参照ください。

※マイナンバーを利用されない方は、上記①～⑤の書類をご提出ください。

5. 募集期間

令和4年2月1日（火）～3月29日（火） 午後5時15分まで

（※郵送でお申込みの場合は、3月29日の当日消印有効）

6. 貸付期間

令和4年4月から最短修業年限の終期まで

（裏面へ続く）

7. 奨学資金の貸付時期

- 入学支度金 5月末に振込予定（希望者のみ）
- 奨学資金 4月分から6月分までを6月末に振込予定
- 〃 7月分から9月分までを9月末に振込予定
- 〃 10月分から12月分までを12月下旬に振込予定
- 〃 1月分から3月分までを3月下旬に振込予定

8. 採用者決定と採用手続

- (1) 採用者は、令和4年4月中旬開催予定の松山市奨学生選考委員会の選考を経て決定します。
- (2) 採用者決定後、『松山市奨学生決定通知書』と『奨学生説明会の開催案内』を郵送いたします。
- (3) 『奨学生説明会』は4月下旬の開催を予定しており、開催当日、関係書類のご提出をいただきます。採用決定の通知から説明会開催までの期間が短くなりますが、ご了承ください。
- (4) 奨学生説明会でご提出いただく書類のうち、誓約書に『連帯保証人』2名の署名・押印が必要です。
- (5) 連帯保証人は、それぞれ独立した生計を営む成年者で、住民税（市・県民税）を賦課され、かつこれを滞納していない方をお願いします。
 - * 非課税の方は連帯保証人になることができません。
 - * 父・母のどちらかが連帯保証人になることはできますが、両方なることはできません。
 - * 市外在住の方も連帯保証人になることができます。
- (6) 添付書類として、連帯保証人の『住民税（市・県民税）納税証明書（※注）』及び『印鑑登録証明書』の原本（各1通）が必要です。遠方の方に連帯保証人を依頼する場合は、期間等にご注意ください。
(※注) 納税証明書は、申請時にご提出いただく「市・県民税課税（所得）証明書」とは異なります。

9. 奨学資金の返還

- (1) 返還について
奨学資金は、大学卒業の日の属する月の翌月から15年の期間内に、月賦、半年賦又は年賦の方法により返還しなければなりません。
- (2) 返還猶予
災害、傷病、その他やむを得ない理由によって奨学資金の返還が困難と認められるときは、申請によって返還を猶予することができます。
- (3) 返還免除
奨学生又は奨学生であった方が、次のいずれかに該当するときは、申請により、奨学資金の全部又は一部の返還を免除することができます。
 - ・ 死亡したとき ・ 失踪宣告を受けたとき
 - ・ 災害、心身の障害、その他やむを得ない理由により返還が不能と認められるとき

10. その他

- (1) 松山市奨学資金は、**無利子**で貸し付けます。
- (2) 奨学生は、毎年教育委員会の指定する日までに、新年度の在学証明書の提出が必要です。
- (3) 申請書に押印した申請者本人の印鑑は、松山市奨学生に採用された場合、返還が終了するまで使用しますので、大切に保管しておいてください。（スタンプ式の印は不可です。）
- (4) 申請書は、消えないボールペン等で必ずご記入ください。鉛筆や消せるペン等の使用は不可です。
- (5) 申請書の署名欄の「氏名」訂正はできませんので、ご注意ください。なお、申請書に記入した内容（署名欄の氏名以外）を訂正する場合は二重線を引き、その上に申請者本人の印鑑（申請書に押印したものと同一印）を押印してください。修正液、修正テープの使用は不可です。
- (6) 申請書を直接提出される場合は、申請書に押印した奨学生の印をご持参ください。書類に不備があった際に訂正印として使用します。
- (7) ご提出いただいた書類は返却いたしませんので、ご了承ください。

<お問い合わせ先>

松山市教育委員会 学校教育課（市役所第四別館3階） 奨学金担当 TEL：089-948-6869